

資料紹介

通信総合博物館蔵「東海道取次所示談書連印帳」

「駅通志料」を読む会

史料解題

本紀要の創刊号以来、三回に亘り郵政資料館所蔵の「駅通志料」中の飛脚関係史料の紹介を行ってきた。そのいずれもが、江戸の定飛脚問屋山田屋八左衛門の店預り人であり、当時の江戸定飛脚問屋仲間の重鎮であった利右衛門の筆によるものと推定される。利右衛門作成によると思われる史料の内、今日判明しているものについては前号に記載したが、今回掲載の本史料をもって、その全てが活字化されたことになる（「駅通志料」や利右衛門については、前号までに掲載の史料解題等を参照されたい）。なお、これまで史料紹介にあたり、「郵政資料館蔵」の文字を付してきたが、組織改変を受け、今号では「通信総合博物館蔵」とした。

今回の掲載史料は、通信総合博物館に資料番号SBA/0021/11-1として保存されているもので、和装本に仕立てられ、「郵便博物館」の所蔵図書が付票が貼付されている。また、通信総合博物館には、これまでの史料と同様、もう一種の同名の和装本のテキストが所蔵されている。こちらは資料番号SBA/0045/12-2として保存されているもので、「和第二百廿九号」の番号が記され「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押してある付票と、「郵便博物館」の所蔵図書であることを示す付票が表紙に貼付されている。また、表紙に貼られた四角い題箋の左端に「第卅八帙入十二冊之内」とあ

り、縦長の外題題箋には、「東海道取次所示談書連印帳 二」と書かれている。このテキストの前表紙の裏には、駅通局図書番号「第二六六号」を示す朱印が、本文冒頭には「駅通局図書章」の文字のある朱印が押されている。史料本文は「駅通局」の文字の入った罫紙に筆写したものである。この二つのテキストの内、前者は後者の原本と思われるため、今回も前者を底本として原稿作成を行った。なお、原本と思われる本史料には各飛脚問屋や各飛脚取次所の押印が見られるため、史料本文の後にそれらの印影一覧を掲載した。

本史料の解読と校正作業は、やはりこれまでと同様、「千葉古文書の会」の有志の内、隅田孝氏が中心となり、青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「駅通志料」を読む会」を組織して行った。作業を進めるにあたっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を勤め、最終的な校正作業にも参加した。

また、原稿作成に際しては、山本光正氏に懇篤なご指導をいただいた。記して感謝申し上げたい。

以下、本史料について若干の解説を行うこととする。

本史料は、一言で言えば、江戸の定飛脚問屋仲間・大坂の三度飛脚問屋仲間・京都の順番飛脚問屋仲間と大坂・京都の飛脚宰領惣代が、東海道各宿の取次所（飛脚取次所）と、天保十年（一八三九）に取り結んだ約定書ということができる。

通信総合博物館所蔵の「京屋大細見」を用いて主要街道の飛脚取次所について分析した巻島隆氏によれば、ここでいう飛脚取次所とは「江戸・大坂・京都の飛脚問屋から委託され、街道の各宿場において書状・金銀・荷物などを依頼客から請け負い、飛脚問屋へ輸送途中の宰領に取り次ぐ役割を果たした業者」であり、同時に飛脚問屋から出された荷物を宰領から受け取ると、それを宿場周辺に配送する機能も果たしていた。また、本陣や旅籠屋など他の本業を持ちながら、副業として飛脚取次ぎを行うケースも多く見られ、旅籠屋である場合には、飛脚問屋から定宿として指定される飛脚宿も兼ねる場合があったという⁽¹⁾。

本史料の末尾の記載によれば、江戸定飛脚問屋仲間の惣代である利右衛門が、京・大坂の飛脚問屋仲間・宰領と示談に及び、この合意を元に各宿の飛脚取次所にこの「示談書」の連印を求めたものと思われる。この内、利右衛門と大坂の飛脚問屋・宰領の連印に付された日付は天保十年二月となっており、伏見(史料では「伏水」)から藤沢に至る各宿の飛脚取次所の署名・連印は同年三月から五月十一日までの間であり、史料末尾に記された江戸定飛脚問屋仲間の連印は同年六月となっている。本紀要の創刊号および第二号で紹介した「東海道宿毎対日記 上・下」に見る通り、利右衛門は江戸仲間の惣代として、東海道各宿の問屋役人との交渉のため、前年の天保九年九月六日に江戸を発し、同年十一月十六日に大坂に到着する旅に出ている。本史料の連印の日付と順番から考えて、利右衛門は東海道各宿問屋場との交渉の旅の後、大坂および京都の飛脚問屋仲間・宰領惣代と示談を行い、各宿の飛脚取次所の連印を求めながら帰途についたことがまず推測され得る。しかし、大坂定飛脚問屋馬出仲間との二月の連印はともかく、「伏水」以下の三月の連印や、五月五日・十一日の日付のある沼津以東各宿の連印は、あまりに時間が経過し過ぎている。この点は明らかにすることができないが、後述するように改めて時期を変えて署名・押印を求めた経緯があったものかもしれない。いずれにしても、大坂仲間の連印が馬出仲間の四軒⁽²⁾、京都は順番飛脚問屋仲間九軒に早下請負会所・近江屋喜平治⁽³⁾を含め計十軒、また各飛脚問屋の抱え宰領惣代が連印しているのに対し、大坂仲間の連印には利右衛門一名のみの押印が見ら

れ、史料末尾で初めて江戸定飛脚問屋仲間六軒の連印が見られるのは、以上の事情によるためと思われ、末尾の江戸仲間の連印は約定書の最終的な確認の意味があったものと考えられる。

なお、本史料は複数の異なる筆跡から構成されており、①史料前段の文化年間の道中奉行所とのやり取りの部分と、これに続く天保十年二月の箇条書きの取り決め内容を記した部分(各人の署名部分も含む)、「請取渡認様雛形」までは同筆であり利右衛門によるものと推定される。②この後に続く「請取渡認様雛形」に付された署名部分は利右衛門とは異なる同一人による筆跡(但し、「右抱宰領惣代」の文字と以下に記されている二名の署名は利右衛門の筆跡の可能性はある)であり、そのあとに続く③「前書之趣」に始まる一文と各宿飛脚取次所の署名、「今般……」に始まるそれぞれの一文は、各宿において認められたものと思われる。この③部分は、さらに3つのグループに分けられる。(ア)「伏水」から「亀山宿」に至る部分、(イ)「四日市駅」から「駿州吉原宿」に至る部分、(ウ)「駿州沼津駅」から「藤沢宿」に至る部分である。これらはいずれも署名の形態が異なっており、(ア)では①の内容を前提とした文言であり、とくに書付などの受領が記されていないのに対し、(イ)では「双方立合之上」取り決めに関する「書付」を受領した記載になっており、さらに(ウ)では「双方立合之上」という文言がなくなっている。(ア)と(イ)は成立時期に違いがあった可能性はあるが、当初から綴じられた状態で署名を求めたもののようで、記載が頁をまたいでいる部分がある。これに対し、(ウ)は(イ)とは料紙が替わっている。これらから、署名が三つの期間に亘った可能性も考えられる。また、③全体も前後の部分と料紙を替えている。そして、④最後の「右者江戸仲間……」に始まる申し合わせの一文と江戸の六軒の飛脚問屋の署名は、再び利右衛門の筆に戻っている。署名部分が同一の筆跡である場合は、各署名人には押印だけを求めたものであろう。

ところで、①についてであるが、文化十四年の道中奉行宛書付などの引用がなされており、利右衛門がこうした文書の写しを携えて旅をしていたかどうか気になるのである。これについては、「東海道宿毎対日記 上」の白須賀滞在中の十月十七日の条に、これと同じ書面を宰領中に

示した記事を見出すことができる⁽⁴⁾。同史料によれば利右衛門の旅立ち
は慌しいものであったが、このような文書の準備を整えた上での出立で
あったものと思われる。なお、①および②の各部は料紙にまたがった記載
内容が見られ連続しているため、現在みられる通りの順序で作成が行われ
たものと考えられる。すなわち、本史料は①・②と③、④の三つの大きな
ブロックからなり、さらに③は三つのグループに分けることができるとい
えよう。

次に、本史料における約定の内容であるが、(ア)各宿飛脚取次所が飛
脚便の宰領に荷物とともに渡す「飛脚賃」を一割増とすること、(イ)以
後は宰領に「請取渡シ之小帳」を持参させるので、飛脚取次所において飛
脚賃と「金銀・品物・目方」をこれに記入すること、(ウ)封をした金
銀の上書きに必ず目方を記入すること、(エ)「登並物三組定日」の「手仕
舞場所」に関する取り決め、(オ)「下り大坂番」を「先番立」にすること、
などとなっている。

これらの内、(ア)は飛脚取次所が取り集めた荷物を宰領に託する際に
取次所が宰領に支払う料金の値上げを定めたものである。本史料にも言及
があるが、「宿毎応対日記」にみられる各宿問屋場との交渉では、着予定
を定めた日限便について、御定元駄賃銭の一割を宿助成として積み立て、
毎年十一月に三都の飛脚問屋から各宿に支払うとしている⁽⁵⁾。おそらく
飛脚賃の値上げにより、各宿への助成金の負担を各宿飛脚取次所に転嫁、
ないしは応分の負担を求めているものと考えられる。

(イ)は、飛脚取次所に対し、取り決め通りの「飛脚賃」の支払いを求
めたものであろう。(ウ)についても同様の理由と考えられる。飛脚取次
所が客からは規定通りの飛脚賃を受け取り、掛目を明記せずに飛脚賃を値
切るといった行為が行われていたことを窺わせる。また、宰領が不正を働
く可能性も考えられる。但し書きに「相對渡之分」とあるような行為、す
なわち飛脚問屋側の収入とならないような、飛脚取次所と宰領の間での荷
物の託送なども行われていたと考えられよう。いずれにしても適正な飛脚
賃の收受を目指したものであろう。

(エ)の「登並物三組定日」とは、「三組状箇」の意であると思われる。

「三組状箇」とは定期便の名称の一つで、毎月二・六・九の日の夜に江戸か
ら宰領一人と荷物三駄で差し立てる一般の金銀・荷物・書状を運んだ便の
ことで、十二泊十三日目に京・大坂に到着の行程であった⁽⁶⁾。この「三
組状箇」便について、これまで「京・大坂之手仕舞場処」を仕分けしてい
たが、これを見直すとしている。「手仕舞場処」「手仕舞之積り分ヶ渡シ」
「仕舞物」という言葉が本史料の末尾にも使用されているが、詳細は不明
である⁽⁷⁾。あるいは、京仲間の飛脚宰領仲間、大坂仲間の飛脚宰領仲間
で荷物を受け取り収益を得られる取次所の縄張りが決まっており、大坂の
縄張りの内、史料に記されている七か所について公平な分配を行うという
ことであろうか。

(オ)の「下り大坂番」とあるのは、大坂から二・五・八の日に差し立て、
江戸まで十五、六日で参着する「番荷」とよばれる便のことであると思わ
れる⁽⁸⁾。これを今後「先番立」にして、「日限相当之参着」をめざすとし
ている。「先番立」についても正確な意味はよくわからないが、出発時間
を早めるというような意味であろう。

本史料末尾に記されている申し合わせの内容をみると、勝手に取次所を
取り立てることを禁止し、また取次所において「三都定飛脚一体之仕法」
を乱すことを厳しく禁じている。三都の飛脚の営業独占権が道中奉行所の
許可を受けたものであることを強調する本史料前段部分と併せて、江戸仲
間が中心となり、三都の飛脚問屋と宰領・取次所を一体とみなして統制を
強め、営業権益の維持を図ろうとする意図が窺われる。

尚、本史料は天保期における東海道の飛脚取次所の設置状況を知ること
ができる点が大きな特徴となっている。署名捺印のある飛脚取次所は東海
道の伏見から藤沢までと山田・松阪・津の伊勢路三宿を含み、計三十八宿・
三村・一河岸、合計六十四軒の取次所が判明する。ただし、東海道につい
てみると、石部、坂下、庄野、石薬師、鳴海、赤坂、二川、白須賀、丸子、
由比、蒲原、原、箱根、平塚、戸塚以降品川までの五宿については、記載
が見られない。また、署名に記載はないが、小嶋権兵衛、貝谷権左衛門の
二名は熱田(宮)、鈴木重右衛門は萱場村(浜松市)、三度屋治郎兵衛は岡
部宿の取次所である⁽⁹⁾。

先に触れた巻島論文には、文化二年（一八〇五）の記載がある「京屋大細見」による主要街道の飛脚取次所の一覧表が掲載されている。これは京屋のネットワークであり、東海道（伊勢路を含む）についてみると、本史料に記載のない宿場についても取次所が記されており、品川から大坂舟越町まで、山田・松坂・津の三宿を含む五十七宿・三村・一町、総数で七十八軒となっている。ただし、本史料に記載の見られない宿場を除くと、その数は計五十六軒となり、本史料記載軒数より八軒少ない数となっている。ちなみに、一つの宿場で複数の取次所がある宿場は、京屋の場合は川崎、戸塚、箱根、蒲原、藤枝、金谷、日坂、見附、浜松、吉田、御油、池鯉鮒、宮、水口、大津の十五か所であり、水口が三軒でその他はすべて二軒である。

これに対し本史料では、複数の取次所がある宿場は小田原（二）、三島（二）、藤枝（二）、金谷（二）、掛川（二）、袋井（三）、浜松（二）、吉田（三）、岡崎（三）、宮（二）、桑名（二）、津（二）、山田（二）、関（三）、水口（二）、大津（四）の十六か所となっており、三軒の取次所がある宿場は四か所、四軒が一か所となっている（カッコ内は取次所の数）。両者に共通している複数の取次所がある宿場は藤枝、金谷、浜松、吉田、宮、水口、大津の七か所ということになる。両者の取次所はほとんどが共通しているが、取次所を飛脚仲間で共有する形が東海道で何時ごろから進んだかという点については詳らかにすることができない。しかし、本史料に連印がなければ飛脚取次業務が行えなかったと考えれば、京屋のネットワークに比べ、集約化と集中化が進んだものと考えられる⁽¹⁰⁾。

本史料もまた利右衛門が重要視する三都飛脚仲間の「合体」を進めた施策の現れといえるものであり、飛脚による輸送業務の円滑化を推進するとともに、他方、飛脚問屋仲間により率領及び取次所の統制が進められ、営業権の維持の強化が図られていたことを示すものともいえよう。このような経緯を経て、こうした飛脚取次所は、明治以降、内国通運会社の輸送ネットワークを支える存在として、改めて再編されていくことになる。

〔駅通志料〕を読む会 事務局 物流博物館・玉井幹司記

（註）

（1）巻島隆「近世後期における主要街道の飛脚取次所―定飛脚問屋「京屋」のネットワーク―、和泉清司編『近世・近代における地域社会の展開』、岩田書院、二〇一〇年。同書において、巻島氏は郵政資料館所蔵の「京屋大細見」に記載された主要街道の飛脚取次所の一覧表を作成・掲載している。

（2）文政二年（一八一九）九月の「江戸三度飛脚問屋 仲間仕法書 大坂之部」（児玉幸多編『近世交通史料集七 飛脚関係史料』、吉川弘文館、一九七四年。以下、『史料集』と略記）によると、当時大坂仲間には九軒と休株が一軒で、そのうち津国屋十右衛門、江戸屋平右衛門、大崎屋弥左衛門、尾張屋惣右衛門の四軒以外は抱え宰領を持たなかったもので、上記四軒が「馬出四軒家」として大坂城番衆の荷を運ぶ月三度の輸送に年番で馬を出し、早飛脚についてもこの四軒が早会所の当番を順番に務め、早飛脚の宰領も四軒に割り当てる、などとする（同書、四五三～四五五頁）。大坂仲間の中心業者として輸送業務を実際に担ったのがこの四軒と考えられる。

（3）近江屋喜平治は早飛脚の業者で、天明五年（一七八五）以降は京都順番飛脚仲間の持ち合いとなった。「島屋佐右衛門家声録」、『史料集』、四七～四八頁。

（4）『郵政資料館 研究紀要』創刊号、二〇一〇年三月、一四六頁。なお、ここで示されている一件については、『史料集』所載の利右衛門による「甲府之儀御尋幸国々繩張」に詳細が記されている。これによると、本史料に引用されている十一月十九日付の書付を提出した後、さらに同月二十九日に文面を加えて書面の差し替えが行われたようで、「甲府之儀」には後者が引用され、本史料所載の前者は省略されている。『史料集』五四七～五四四頁。本史料にこの書付が引用されているのは、三都の飛脚仲間の営業独占権が公認のものであり、飛脚取次所が公けに認められた存在であることを強調する意図によるものと思われる。

（5）『郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 上」』、『郵政資料館 研究紀要』創刊号、一五六頁など。このほかにも、宿場の事情によって助成を行う交渉が行われている。

（6）『郵政資料館蔵「東海道宿毎応対日記 下」』、『郵政資料館 研究紀要』第二号、二〇一一年三月、の史料解題を参照のこと。

（7）ちなみに、『史料集』では「手仕舞」という言葉は「江戸三度飛脚問屋仲間仕法書 大坂之部」に二か所のみ見ることができ、荷物受付時間の締切といった意味で使われている。『史料集』、四五四、四五五頁。

（8）註（6）に同じ。

（9）前掲「宿毎応対日記 上下」には熱田、岡部の飛脚取次所の主が登場する。また、巻島氏前掲論文参照。

（10）ただし、連印を拒んだ取次所があった可能性がないとはいえないが、その場合三都の飛脚ネットワークから離脱することとなり、その可能性は低い。

と思われる。なお『東海道宿毎応対日記 上下』には、取次所との業務をめぐっての交渉ないしは取次所の改廃に係わる交渉を窺わせる記載がいくつか存在する。三島宿の場合は「取次用向違論」(上、創刊号一五一頁)、吉原宿からは「継人足御役場」で抜状の取次をしたいとの申し出があり(上、創刊号一四九頁)、日坂宿では月替わりで抜状の取次をさせてほしいとの申し出(上、創刊号一四七頁)、亀山宿の場合は取次所の廃止に関すると思われる話し合いの様子(下、第二号一三六頁)が記されている(頁数は『郵政資料館 研究紀要』の掲載頁)。

凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。

- イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にならないものは原文のままとした。
- ロ 明らかな誤字は本文中の()内に正字を示し、または右傍に(マ)とした。
- ハ 難読と思われる文字には原文のルビと区別するため()内にルビを振った。
- ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。
- ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。
- ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ゝ」「ゝ」「く」とした。
- ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとした。
- チ 闕字は一字あけ、平出は改行した。
- リ 引用の証文等、また各宿取次所の署名の前後に一行挿入した。
- ヌ 各飛脚取次所が認めた文には文字上に押印が見られたため、その場合は行の左横に印の文字を付し、()内に印の主を示した。
- ル 編者の加えた注は()で示した。

ヲ

ワ

印影一覧の内、署名人の肩書や、各取次所の所在する宿場等の地名が記されていない場合、あるいは「同」などと記載される場合がある。これらについては、記載のされ方から明らかなものは()内にその肩書・地名のみを記し、他の史料から推定される場合については(〇〇カ)と示した。

印影一覧に所載の署名および印影については、すべて同じ縮尺で掲載した。従って、それぞれの大小の違いは原史料と同じ比率となっている。

(表題)

「東海道

取次所示談書連印帳

三都 定飛脚問屋」

取次所示談書

京都・大坂・江戸三ヶ処往返定飛脚之儀、従古来夫々相對いたし家業体取
結び、東海道宿々出店或者取次処為申合置渡世致来候得共、素より 御免
許と申二者無之、私同士相對為申合家業候、尤去ル安永年中、三ヶ処為申
合東海道其外宿々馬繼之

御触、其外定飛脚問屋名目株式極御願中、街道筋出店取次処為申合有之旨
申立候得とも、御聞置而已二而願濟と申儀二者無之、子細者去ル文化年
中、道中 御奉行

榊原主計頭様御勤役之砌、定飛脚問屋之内業体相弁候もの、明幾日五
時召連可罷出旨、江戸西河岸町内江御差紙相付、折柄大坂屋年行事二而
仲間評議之上、千歳と申もの則罷出候処、業体之発端より当節迄之始末夫々
御尋之上御手控有之、其上左之通請書可差出旨被為 仰付候

差上申一札之事

一 諸国其国々ニおゐて定日を極、江戸・京・大坂江往返飛脚差立候共、
於私共聊差障無御座候
右者御尋ニ付此段奉申上候、以上

年号月日

道中

御奉行所

定飛脚問屋仲間

惣代 年行事

誰

右御請書可差上旨被為 仰付候、此御請書ニ行詰り御猶予相願候処、業体
弁へたるもの差出候様差紙ニも申付たる処、其方ニ右請答ハ出来ぬ歟

乍恐御答申上ます、諸国其国々ニおゐて右体之もの御免許ニ相成候而
者私共始京・大坂者勿論東海道筋国々・中山道筋国々・奥州筋・日光
道中国々、古来より為申合置候出店・取次処之もの共難儀ニ相成、難
渋至極ニ奉存候得者、右街道筋国々を除、外国々ニ而其国限往返之飛
脚之義ニ御座候ハ、差障無御座旨御請書仕度候

否々天下の 御政務ニ拘り御取調有之儀、手狭なる請書は取置れず、其方
とも差障る趣ニ聞ゆるなれとも、其方共ハ京・大坂江之往返願濟之義ニ而、
右街道筋国々迄茂願濟ニ而者有之間敷、しかし諸国迄茂差免したる奉行ハ
誰だ、何之何年誰か勤役中ニ免した、エ、たとへハ小田原之領主が三ヶ処
之定飛脚をゆるそふが、掛川之領主かゆるそふが、其国其場処ニおゐて免
す時ハ、我等か差障りが相立歟拒歟、何を以か差障る

乍恐即答申上兼候、御利害之趣一応仲間共江申聞、御請申上度何卒御
猶予御日延奉願候

急 御用筋之御尋なれば、べん／＼たる日延はならぬ、明日一日之日延致
遣す、明後日御答為致

右之通被為 仰渡、夫より仲間一同昼夜打寄評義いたし候処、不容易御請
書ニ而、各方者勿論之儀三ヶ処之難義眼前なれば、種々心を尽し安(案)
外之もの入致し、漸街道筋国々江他向より之手入願立等不為致様繩張之一
紙を以取留たり、其願文ニ曰

乍恐以書付奉申上候

一 西河岸町家主清助店定飛脚問屋行事茂兵衛煩ニ付代千歳奉申上候、諸
国飛脚屋ニ而其国之諸荷物を引請、定日を極、江戸・京・大坂江之飛
脚差立候而茂、私共仲間差障候筋者無御座哉之旨御尋ニ御座候

此儀私共家業之儀者、諸国より江戸表江相廻り候諸荷物を京・大坂
又者東海道・中山道・日光道中并奥州迄ハ前々より定日を極置、御
用之儀者勿論、御武家様方より御差立被 仰付候御荷物、百姓・町
人より頼を請、其国々江定日之外仕立候而茂飛脚差立来、尤京・大
坂同家業之ものハ合仕と唱、東海道・中山道・日光道中筋并奥州迄

ハ同家業之出店仕置、又者取次処等申合置、為弁理右国々之諸荷物を出店・取次処江引請、往返とも飛脚差立来渡世仕難有奉存候、為冥加初年金百両、翌年より年々五拾両宛上納仕度段、道中御奉行所様江奉願上候処、天明年中願之通被 仰付、右以来其節者仲間九軒を定飛脚問屋と名目を被 仰付、尤當時三軒ハ休株ニ相成、残り六軒ニ而定飛脚問屋渡世難有相続仕来り罷有候間、前書之国々を相除、其外之国々ニおゐて定日を極置、其国之諸荷物を引請、江戸・京・大坂江往返共飛脚差立候義者差障候筋無御座候、尤其国限之往返諸荷物之儀ニ而、他国之荷物を引請往返仕候而者私共六軒ハ勿論、合仕またハ出店・取次処之もの共差障リニ相成り難洪至極仕候義ニ御座候

右者 御尋ニ付此段奉申上候、以上

文化十四丑年十一月十九日

西河岸町清助店
定飛脚問屋行事茂兵衛

煩ニ付 代千藏

家主

五人組

名主

道中

御奉行所様

右書面之趣 御聞届被成下置候段、翌寅年被為 仰渡候、右体各我々共之外、此業之手出し不致様国々之縄張いたし願濟ニ相成、今日を安穩ニ營候次第二候、親のこゝろ子知らすとやらんニ而、右体臨時之もの入者勿論、宰領中引請候上者火盜・水難之跡拭ひ茂いたし、既今般街道筋馬繼立之引合ニ出向候音物、其外諸雜費等者勿論之儀、元駄賃錢之一割増積立相渡可申段役場江引合、尤宿場におゐてハ聊之心付たり共双方元方ニ而者永久之儀ニ而安からぬ事なから、請負家業の冥理とも存及引合候、各方連茂三ヶ処之飛脚中往来為致ば社、取次家業連綿と御相続之儀、依而今般御引合申入候次第ハ是迄宰領中江被成御渡候飛脚賃江一割増御加御渡し被下度候

事、但往返共壹割増御加江可被下候

一 是迄之飛脚賃、若年もの或者雇入候才領往返之節、飛脚賃錢見計ひ充行ひ被成御渡候御方々茂御座候由、尤不取留義ニ而申立候茂如何敷なれとも、以来者請取渡シ之小帳を為持候、右帳面江飛脚賃錢并金銀・品物・目方を記シ、兼而御引合之賃錢無相違御渡可被下候事

一 封金銀之上書二掛目急度御記シ御渡可被下候、此段飛脚賃之損益ニ茂不拘、先年封中之金子手板二者有之、金子者無之儀坏茂有之、双方調方疑念差発り相互迷惑之義茂出来、彼是不行届儀ニ付、以来者急度御記御渡可被成候事

但 才領持參之小帳ニ御記無之相對渡之分ハ勿論、上封之目方無御記御渡之分ハ、万一故隙（障）之節、会所許ニ而弁金等ハ一切取敢不申候間、此段前以御断申置候事

一 請取渡シ之小帳者今般京・大坂之宰領中双方相互ニ無疑念為申合之通割府（符）可致之法立ニ而、親疎之無隔、各家業之道を為相励候、御同意相続之一介（助）ニ候得者、堅ク帳面江御記御渡可被下候事

但 往返とも參着之卸番ニ而相改、無甲乙飛脚賃割府（符）相渡可申候、此段御承知置可被下候事

一 登並物三組定日之儀、是迄京・大坂之手仕舞場処仕分有之候へ共、今般格別之訳を以双方為打合相互ニ譲り合、金銀・品物取落等無之様為申合、連立心を付合候筈ニ申堅メ候得者、無御隔心御取引可被下候事下り大坂番之儀、今般先番立ニいたし、日限相当之參着致候積、依之是迄之通御取引可被下候事

上 右者今般三ヶ処会所元相談之上及御懸合候、宜敷御承知可被下候、以

天保十亥年二月

江戸定飛脚問屋六軒仲間

惣代 利右衛門

印

大坂定飛脚問屋馬出仲間

年番

尾張屋惣右衛門

印

同

一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	撰津国屋十右衛門	印	何貫何百文	右之通飛脚宰領持参之小帳へ御記御渡し可被下候、此帳面を以江戸表仲間宛名江相届請取印形取置可申候、都而何方共請取渡し之証書ニ相用ひ候積り御承知可被下候、以上
			同	印	何宿誰	京順番定飛脚問屋
一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	江戸屋平右衛門	印	何月幾日	年番
			同	印		同
一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	天満屋弥左衛門	印		越後屋孫右衛門
			右四軒家			大黒屋庄次郎
一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	宰領中惣代			丸屋孫市
			尾張屋			近江屋孝三郎
一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	撰津国屋	印		奈良物屋三右衛門
			与兵衛	印		井筒屋彦三郎
一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	江戸屋	印		越後屋七郎右衛門
			喜右衛門	印		大坂屋新三郎
一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	天満屋	印		早下請負会所
			林兵衛	印		近江屋喜平治
一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	早金何百兩入紙包壺ツ			右抱宰領惣代
			上目何百何拾匁			近江屋
一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	江戸仲間宛名			与助
			七 笠紙包壺ツ			勘七
一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	上目何々貫匁			同
			右同断			前書之趣委細致承知候、然ル上者是迄之飛脚賃之外壺割増相渡、其外仕法之通金高・上目・品物・書状至迄急度持参之帳面江相記取渡可致候、依連印如件
一	錢何貫何百文	請取渡認様雛形	早帳(状カ) 何匁			
			道中宛名			

天保十己亥年三月

伏水	高井武右衛門	印	松坂	山城屋久右衛門	印
大津駅	江戸屋吉右衛門	印	津	矢野屋吉三郎	印
近江屋藤助	相摸屋伝兵衛	印	津	薬屋六郎兵衛	印
大黒屋儀助	草津駅	印	亀山宿	西村三郎治	印
荒物屋九右衛門	手原村	印	四日市駅	黒川彦左衛門	印
猪飼五郎右衛門	梅木村	印	今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ受取置申候、以上	印 (黒川)	亥三月廿八日
茶屋太郎兵衛	水口宿	印	桑名宿	松本屋李兵衛	印
平野屋太良次	同宿	印	今般双方立会之上取極々候飛脚賃廉々書附慥ニ受取置申候、以上	印 (松本屋)	
小豆屋伝左衛門	土山駅	印	同駅	黒川彦左衛門	印
日野屋太郎左衛門	関駅	印	今般双方立会之上取究候飛脚賃廉々書附慥ニ請取置申候、以上	印 (黒川)	
伊藤平兵衛	同	印	(熱田力)	小嶋権兵衛	印
川北五郎左衛門	同	印	今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥ニ請取置申候、以上	印 (小嶋)	
山中李兵衛	山田	印	(熱田力)	貝谷権左衛門	印
鈴木屋武右衛門	本屋勘兵衛	印			

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥ニ請取置申候、以上
印(貝谷)

池鯉鮒宿

藤屋善六

岡崎宿

樋口与治右衛門

同

服部専左衛門

同

大竹屋茂左衛門

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付銘々江慥ニ受取置申候、以上

印(服部・樋口・大竹屋)

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ請取置申候、以上

藤川宿

菱屋喜市

御油宿

小のや又左衛門

吉田宿

江戸屋新右衛門

同処

尾張屋新七

同処

和泉屋勘兵衛

同

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付慥ニ銘々請取置申候、以上

印(江戸屋・尾張屋・和泉屋)

新居宿

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ請取申候、以上
鈴木甚助
印(鈴木)

舞坂宿

和久田甚六

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ請取申候、以上

印(和久田)

浜松宿

林弥助

割印(林)

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥請取申候、以上

印(小山)

(茅場村力)

鈴木重右衛門

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ請取申候、以上

印(鈴木)

見付宿

石屋治五兵衛

今般双方立会之上飛脚賃廉々書附慥受取申候、以上

印(石屋)

袋井宿

田代八郎左衛門

同

太田八藏

同

川口屋庄右衛門

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取置申候、以上
印（田代・太田・川口屋）

掛川宿
後藤善太夫
印

同
伏見屋次左衛門
印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取申候、以上
印（後藤・伏見屋）

日坂宿
江戸屋善左衛門
印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取申候、以上
印（江戸屋）

金谷宿
黒田次兵衛
印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取置申候、以上
印（黒田）

同所
浅倉何右衛門
印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書付銘々慥ニ請取置申候、以上
印（浅倉）

嶋田宿
野田屋六左衛門
印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付銘々慥ニ請取置申候、以上
印（野田屋）

藤枝宿
鍵屋又助
印

三度屋十兵衛
印

今般双方立会之上取極候賃錢廉々之書附銘々慥ニ請取置申候、以上

（岡部宿）
三度屋治郎兵衛
印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書付慥ニ請取申候、以上
印（三度屋治）

駿府
日野屋久右衛門
印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥ニ請取申候、以上
印（日野屋）

駿江尻
三度屋弥左工門
印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥請取申候、以上
印（三度屋弥）

興津宿
三度屋武兵衛
印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々之書附慥ニ請取申候、以上
印（三度屋武）

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥ニ受取申候、以上

不二川岩淵河岸
斎藤儀左衛門
印

今般双方立会之上取極候飛脚賃廉々書附慥ニ請取申候、以上

今般賃錢取極廉々書付御渡被成慥ニ受取申候、以上		駿州吉原宿 三度屋金藏	印
天保十亥年 五月五日		駿州沼津駅 伊勢屋善兵衛	印
今般賃錢取極廉々書付御渡シ被成慥ニ請取申候、以上		豆州三嶋宿 世古六太夫	印
天保十亥年 五月八日		三嶋宿 鹿嶋屋 仁三郎	印
今般賃錢取極廉々書付御渡し被成慥ニ請取申候、以上		小嶋宿 小田原宿 小西治郎左衛門	印
天保十亥年五月十日		同宿 秩父屋利八	印
今般賃錢取極廉々書付御渡被成慥請取申候、以上		大磯宿 橘屋権左衛門	印
天保十亥年 五月十一日			

今般賃錢取極廉々書付御渡し被成慥ニ請取申候、以上
藤沢宿
大坂屋伊右衛門 印

天保十亥年
五月十一日

右者江戸仲間為惣代利右衛門為差登、京・大坂之仲間中并両地宰領中江及示談、別紙合体連印書之通取次処用向取訳場処相究、尤登三組之分是迄大坂手仕舞場処之内、今般大磯・沼津・吉原・岩淵・江尻・見附・池鯉鮒都合七ヶ処之分者京・大坂才領三ツ割二手仕舞之積り分ヶ渡シ、京・大坂宰領中及熟談、前書之通取次処家毎飛脚賃取極候上者、以来新規取次処一己之勝手を以取立申間敷段ハ勿論之儀、右用向取分ヶ之儀ニ付、聊双方宰領中より足り・不足之儀決而為申間鋪候、且取次所衆中勝手を以仕舞物為入狂候歟、三都定飛脚一体之仕法相拒候もの有之候ハ、往返共取次用向為持受申間敷候、為後日仲間為申合候議定連印仍如件

天保十己亥年六月
年行事

京屋弥兵衛 印
山田屋八左衛門 印
和泉屋甚兵衛 印
伏見屋五兵衛 印
嶋屋佐右衛門 印
月行司
大坂屋茂兵衛 印